

情報公開を推進していくために

～公文書公開請求を行わずに、お知りになりたい情報の提供を受けられる場合があります～

旭川市では、情報公開条例に基づく「公文書公開請求」のほかにも、各業務担当課において資料を提供するなど、「情報提供」を行っています。

情報提供を受けると、公文書公開請求の手続きを踏まなくても資料などを入手したり、口頭で説明を受けられます。

情報提供によりお知りになりたい情報があるときは、市政情報コーナーに公文書公開請求をされる前に、直接業務担当課の職員にご相談ください。

なお、公文書公開請求と情報提供は次のような違いがあります。お知りになりたい情報や、ご自身のご意向に応じてお選びください。

【公文書公開請求と情報提供の違い】

	公文書公開請求	情報提供
手続きの方法	公文書公開請求書の提出が必要です。	請求や依頼方法について、条例などの定めはありません。ただし担当課の事務処理の都合上、依頼文などの提出をお願いする場合があります。
情報を提供するのに必要な期間など	原則、請求があった日の翌日から起算して14日以内に公開や非公開などを決定し、その後公開する文書を交付します。	提供できるかどうかや、いつ提供できるかは、情報の内容や量、担当課の事務処理の状況などにより異なります。
対象となる情報	<ul style="list-style-type: none">請求した時点で存在する公文書が対象です。公文書は加工して公開することができません。	<ul style="list-style-type: none">提供を求めた時に作成されていない文書でも、作成を依頼できる場合があります。必要な情報を集めて一覧表にするなど、加工した情報の作成を依頼できる場合があります。
公開できない情報の取扱い	条例に定める非公開情報※について、黒塗りなどを行います。 ※情報公開条例第7条各号及び第8号に該当する情報をいいます	黒塗り又は削除を行います。
費用負担・提供方法	<ul style="list-style-type: none">写しを交付する場合は、複写料の納付が必要です。紙での提供に限ります。	<ul style="list-style-type: none">費用に関する定めはありません。担当課と相談して、紙又は電子データで提供することができます。
不服申立て	行政処分であるため、不服申立てができません。	行政処分ではないため、不服申立てはできません。

お問い合わせ先

〒070-8525 旭川市6条通9丁目 旭川市役所 市民生活部 市民活動課 市民参加推進係

電話 0166(25)9101